

2024/12/11

# 海外「EPS」関連規制動向資料 2024年11月末版

～ビーズ法発泡スチロール関連海外規制情報～



**JEPSA**  
発泡スチロール協会

<https://www.jepsa.jp/>

# あらかじめご理解いただきたいこと

## ○「EPS」という略称を使う場合の注意

海外で「EPS」は必ずしもビーズ法の発泡スチロールを指すわけではない。

海外	日本
主に発泡スチロール成形体「全般」を指す。 (Expand <b>ed</b> Polystyrene)	主にビーズ法の発泡スチロール原料とその成形品を指す。 (Expand <b>able</b> Polystyrene / Expand <b>ed</b> Polystyrene)

## ○ 発泡スチロールにも種類がある

略称	説明	例
(ビーズ法) EPS	粒子状の発泡スチロール原料およびその原料を発泡させた予備発泡粒子を金型に充填して蒸気加熱成形した発泡成形品。魚箱、野菜箱、医薬品等輸送容器、緩衝包装材、建築断熱材など用途は多岐にわたる。	
XPS	板状の発泡スチロール。押出發泡成形で製造される。建築断熱材、土木資材が主な用途。 (板以外の形状にするには切削加工が必要)	
PSP (XPS)	シート状の発泡スチロールを、真空圧空プレス成形で成形加工したもの。食品トレイ、クラムシェル容器、丼、カップなど食品容器用途が主。 押出法の製品であることからPSPではなくXPSと略す場合もある	

特に海外法令で、「EPS規制」を即「ビーズ法発泡スチロール規制」と解釈するのは間違い

## 主なビーズ法EPS関連海外規制

国・地域	法令	ビーズ法EPS成形品視点での適用
EU	<p>特定プラスチックによる環境影響低減指令 (通称 SUPD)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特定の使い捨てプラスチック製食品・飲料容器を禁止。</li> <li>・ 禁止リスト内に特定の発泡スチロール製食器、飲料カップがある。  <ul style="list-style-type: none"> <li>※調理が必要なもの、使い捨てでないもの(1食分でないもの)等は除外</li> <li>※PSP(XPS)成形品だけでなく、ビーズ法EPS成形品も対象となる場合がある。</li> </ul> </li> <li>・ 家電緩衝包材などについては規制されていない。</li> </ul> <p>※PPWR成立を機にPPWRと調和するようにSUPD条文記載が調整される調整予定。  <b>規制項目にEPSとXPS(押出法発泡スチロール、PSP)が併記される形に修正予定。</b></p> <p>(SUPDでは規制対象リストにある(特定の)使い捨て発泡スチロール食品容器について、PSP(XPS)あるいはビーズ法EPSといった発泡スチロールの種類については言及されておらず両方含むものとされている。しかし「発泡スチロール」、特に(報道などで)EPSと略して表現されると、ビーズ法EPS成形品だけをさすと誤解してしまう場合もあることからXPS(PSP)も併記し明確化を求める声があったことに呼応したものと推される。)</p> <p>これが報道される際、あるいは翻訳される際に、特に日本ではビーズ法発泡スチロールと誤認してしまう「EPS」という略号を使ってしまったケースもあった。意図が伝わらなくなっていたことへの反省を踏まえた改正とされる。</p>
	<p>包装および包装廃棄物に関する欧州議会および理事会規則(通称 PPWR)</p> <p>※前身は「規則」ではなく「指令」(PPWD)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 容器包装全般を規制。プラに限らず、紙、金属など全般。</li> <li>・ リサイクル率や、リサイクル原料の含有率などの規制あり。</li> </ul> <p>※マテリアルリサイクル率  2030:A(95%以上)、B(80%以上)、C(70%以上)達成品のみ上市可  <b>2038:A(95%以上)、B(80%以上)達成品のみ上市可</b></p> <p>※リサイクル原料(PCR由来限定)  2030:35% 2040:65%を達成する必要がある。</p> <p>※リユース率目標設定  2030:40%、2040:70%。国内、linked, partner企業間輸送は100%を目標とする。</p>
	<p>リサイクルされない廃プラスチック容器排出量にかかる加盟国拠出金指令</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ プラスチック容器包装全般を対象にした規則(ビーズ法EPS包装に限定されない)。</li> <li>・ 所定のリサイクル率を満たせない国に対しEUへの負担金支払いを規定。</li> </ul> <p>※各国法の制定内容によっては国内業者に負担金が来る可能性がある。</p>

国・地域	法令	ビーズ法EPS成形品視点での適用
ドイツ	<p>容器包装廃棄物法</p> <p>特定の使い捨てプラスチック製品およびオキシ分解性プラスチックから作られた製品の市場投入を禁止する規制</p>	<p>※PPWDのドイツ国内法。基本PPWDと同様。          ※PPWDがPPWRとなったことで改正が予想される。          ※条文中「Final user or Consumer」の解釈次第でB2CもB2Bも対象となる。</p> <p>※SUPD のドイツ国内法。基本SUPDと同様。</p>
フランス	<p>気候変動対策・レジリエンス強化法 (→ 環境規範)</p>	<p>※SUPDのフランス国内法。基本SUPDと同様だが、「2025年以降、リサイクル不可能なPSあるいはスチレン共重合体の禁止」の独自条項があった。          ・2024/9/28官報「声明と通達 (Avis et communication)」にて、          　・「リサイクル不可能の定義としてPPWR規定(2030年70%以上、2040年85%以上)に従うこと、          　・規制時期:2025/1/1→2030/1/1に変更すること          が公示された。          ※スチレン系樹脂包材の名指しは残るが、内容をPPWRに合わせたことで他のプラスチック包材と同様となり、名指しの意味は失っている。</p>
スペイン	<p>循環型経済に向けた廃棄物・土壌汚染法 (法7/2022)</p>	<p>※PPWDのスペイン国内法。②容器包装指令の改正見込みを先取りし、拡張。リユースされない使い捨てプラスチック包材に0.45ユーロ/kg課税。</p>
英国	<p>プラスチック包装税</p>	<p>※英国で製造される、あるいは英国に輸入される、再生プラの割合が30%より少ないプラスチック包材について、プラ包装1トン当たり200ポンドを課税。          ・10トン未満は除外</p>
米国	<p>連邦政府のプラスチック汚染対策に関するファクトシート</p> <p>カリフォルニア州法 プラスチック汚染防止、および包装生産者責任法</p> <p>ロサンゼルス市条例 発泡スチロール (EPS) の使用を禁止する条例 (サンディエゴ市、ロサンゼルス郡にも同様規制あり)</p>	<p>2024/7/19大統領より発表されたプラスチック汚染対策目標設定          ・2027年までに連邦政府機関のフードサービス業務、イベント、包装業務において使い捨てプラスチックの調達を段階的に廃止する。          ・2035年までに連邦政府の全ての業務で使い捨てプラスチックの使用を廃止する</p> <p>・日常的に使い捨てされる包装およびプラスチック製使い捨て食品サービス用品が対象          ・2032/1/1迄に対象の25%を削減          ・最低リサイクル率規定 '27末 30%、'29末 40%、'31末 65%</p> <p>・食品に使用される保冷箱類(cooler box)が規制される。</p>

国・地域	法令	ビーズ法EPSへの適用
カナダ	プラスチック規制法	※EU SUPDのカナダ版。基本SUPDに同じ。
オーストラリア	国家プラスチック戦略	オーストラリアのプラスチック対応方針。 ・ B2Cのビーズ法EPS包材の一部(緩衝包材を含む)を規制。 ※オーストラリアの廃棄物処理は州政府責のため具体策は州法で対応。 ※食品宅配箱、重量家電包装、業者が持ち帰る包装の緩衝材は対象外。 (主要国のプラスチック規制としては数少ない、ビーズ法EPS成形品が想定される発泡「型内成形品」が規制対象の一つとして明示されている例となる)
ニュージーランド	改正廃棄物最小化規則	・ リサイクル困難な使い捨てプラスチック製品に対する規制 ※(ビーズ法EPSでは) 使い捨ての飲料容器が禁止。
韓国	資源の保全及びリサイクルの促進に関する法律	・ 特定の廃棄物について処理に要する費用を徴収する。 ※ビーズ法EPSは「発泡スチロール」としてリサイクル率の制約を受ける。 ※ビーズ法EPSは「発泡スチロール」として再生原料含有率の規制を受ける。
インド	シングルユースプラスチック規制	・ 特定のB2C使い捨て容器が規制される。 ※(ビーズ法EPSでは)使い捨ての飲料容器が禁止。
タイ	タイ国プラスチック廃棄物管理ロードマップ2018-2030	・ 特定のB2C使い捨て容器が規制される。 ※発泡スチロールとして例示記載されているのはクラムシェル容器、食品トレイ類。文言上はビーズ法EPS容器も含まれる。
インドネシア	省令 No.75/2019 (廃棄物削減ロードマップ)	・ 特定のプラスチック包装、器具禁止 ・ (ビーズ法EPSでは) 使い捨ての飲料容器が禁止。
中国	プラスチック汚染防止行動計画	・ 小売、e-コマース、テイクアウト、速達、宿泊等で、使い捨てプラスチック製品の不当な使用を大幅に規制 ※(ビーズ法EPSでは) 使い捨ての飲料容器が対象となる可能性。
香港	製品エコ責任 (改訂) 条例2023	・ 使い捨てのプラスチック製食器・器具の段階的禁止 ※2024/4/22～発泡スチロールも使い捨て食器は規制を受ける。 ※ビーズ法EPSでは、おそらく使い捨ての飲料容器が禁止対象。

参考情報:ビーズ法EPS関連未成立海外規制

以下規制は提案されているが本資料作成時点成立していない

国・地域	法令	ビーズ法EPS成形品視点での適用
EU	廃棄自動車(ELV)規則案 ※未成立	<p>現行ELV指令から規則への修正案</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 新車生産:プラスチック部品のプラスチック再生材含有率25%以上(うち廃車由来25%)</li> </ul>
米国	プラスチック汚染からの脱却法案 H. R. 6053/S. 3127 ※未成立	<p>2021年廃案法案の再提出。2023/10に提案されて以降、議会webサイトに上院・下院共に具体的進捗の記載がない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 飲料製造・提供・販売業者及び対象製品を製造ブランド名で製造・使用・販売・提供する事業者は、単独もしくは複数で生産者責任組織を設立。費用負担の上、法定目標を満たすように回収及び処理を計画・実行する。</li> <li>・ 容器包装については2030年末までに、15%以上を廃止もしくは再利用可能にする。(リサイクル率、リユース率)</li> <li>・ 使い捨てプラスチック製品(レジ袋、カトラリー)の禁止。</li> <li>・ リサイクル・堆肥化不能、再利用・詰替可能製品で代替可能品の販売・配布禁止(記載中に発泡スチロール容器有)</li> <li>・ プラスチック製飲料容器の再生材使用割合(国内調達PCR材) ’25年:25%、’30年:50%、’35年:70%、40年:80%</li> </ul>
	食品容器無毒法案 H. R. 6015 ※未成立	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 2023/10/26に提案されて以降、議会webサイト(上院)に具体的進捗の記載がない</li> <li>・ 食品添加物(食品接触容器等に含まれる化学物質を含む)として「不安全」とされるリストに「スチレン」の記載がある。</li> </ul>
	発泡さよなら法案 H. R. 6654/S. 3440 ※未成立	<p>2023/12に提案されて以降、議会webサイトに上院・下院共に具体的進捗の記載がない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特定の発泡スチロール(ビーズ法EPSだけ名指しではない)2026/1/1以降全廃。対象発泡スチロールは <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保冷容器(coolers)※薬品類の保冷容器は適用除外、食器(Food service ware)、充填材(loose fill)</li> </ul> </li> <li>・ 他の発泡素材には言及されていない。罰金500万ドルといった罰則規定あり。</li> </ul>
	プラスチック・リサイクル革新のための循環型経済促進法案 H. R. 9676 ※未成立	<p>上院2024/9/19提案されて以降、議会webサイト(上院)に具体的進捗の記載がない</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 環境保護庁長官に国家プラスチックリサイクル基準の制定を指示すること、その他の目的のための法案。</li> <li>・ プラスチックのマテリアルリサイクル以上に、ケミカルリサイクルを含む「高度リサイクル」を中心に対応する。</li> <li>・ 国家プラスチックリサイクル基準諮問委員会を設立し、国家プラスチックリサイクル基準を制定する</li> <li>・ リサイクルプラスチックの最低含有率義務。プラスチック包装:2030年までに30%。</li> <li>・ リサイクルプラスチックの最低含有率を満たすものに第三者認証を発行する。</li> <li>・ リサイクルプラスチックの最低義務への不適合には罰則が適用される。</li> </ul>
	プラスチック包材リサイクル条例案	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ カリフォルニア州条例案</li> <li>・ eコマースの2次包材にプラスチックを使用することを禁止(除外規定アリ)</li> </ul>
フィリピン	シングルユースプラスチック規制案	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 使い捨て飲料容器を対象としている。</li> </ul>
国際条約	プラスチック汚染防止条約(仮)案	<p>条文について過去5回の政府間交渉を行うも合意に至っていない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 2024年末交渉期限のところ延長され2025年に6回目の交渉会議開催予定。</li> </ul>



参考: AMEPS各国マテリアルリサイクル率

参考:ビーズ法EPS包装のマテリアルリサイクル率

PPWRが海外に求める集計方法はまだ明らかにされていないため、参考値(PPWRに適用できるか不明)

国・地域		ビーズ法EPS容器・包装(2023)		ビーズ法EPS全体(2023)	
		国内消費量(MT)	マテリアルリサイクル率(%)	国内消費量(MT)	マテリアルリサイクル率(%)
AMEPS	オーストラリア	10,300	29	40,000	8
	中国	2,134,000	46	3,181,000	31
	インド	55,000	49	115,000	26
	インドネシア				
	日本	73,722	68	110,296	45
	韓国	61,074	88	214,204	25
	ニュージーランド	2,500	18	9,000	7
	フィリピン	10,242	3	15,725	2
	台湾	10,356	83	15,932	51
	タイ	70,000	5	84,000	10
	ウクライナ				
	ロシア	20,000	11	121,000	3
	AMEPS TOTAL		2,447,194	46	3,906,157
他地域	EU EPS協会		37		13
	北米 EPS協会	90,718	31	472,189	16
	英国		54		
	南アフリカ		31		

